

住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借仕様書

1 件名

住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸借業務

2 一般的事項

(1) 調達仕様

本仕様書は、久留米市（以下「本市」という。）における住民基本台帳ネットワークシステム機器導入及び設置において、調達するハードウェア及びソフトウェアの詳細な仕様、納入場所における機器設置作業の内容等の賃貸借契約仕様を定めるものである。

また機器保守契約を本賃貸借契約に含むものとする。

(2) 賃貸借対象機器

別紙「装置明細表」のとおり

ただし、機器の調達にあたっては型名指定とし同等製品は認めないものとする。

(3) 設置業務

①機器を格納するラックには、地震による移動、転倒防止のためのアンカーボルト固定等による耐震対策を実施する。

②対象機器導入に伴い必要とされる電源敷設・配線作業及びネットワーク配線部材の調達は本業務に含むものとする。

ただし関連システムとの連携テストは本契約の対象外とする。

(4) 納入期限

①住基ネット CS サーバ、耐タンバー装置、ネットワーク

令和7年8月8日までに本市が指定する「(5) 納入場所」に納入すること。

機器の納入期日は本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。

②統合端末

機器の納入期日は本市担当者と協議の上、その指示に従うこと。

(5) 納入場所

①住基ネット CS サーバ、耐タンバー装置、ネットワーク

久留米市役所 5階 総務部情報政策課 サーバ室内及び本市が指示する一次納入場所
ただし一次納入場所からの機器移設は対象外とする。

②統合端末

本市指定の場所 1カ所にまとめて納品すること。

(6) 賃貸借期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日

(7) 保守業務

- ①機器に障害が発生した場合、早急に修繕・保守を行うものとし、その費用は本契約に含むものとする
- ②障害時には、本市の要請により保守業務担当者を速やかに派遣すること。
- ③障害対応時間は24時間365日での対応とし、オンサイトの保守を行うものとする。
ただし耐タンパー装置に関してはメーカーサポート時間が平日9時から17時までとなるが、障害発生時は予備機交換での初動対応とする。
- ④作業費用・本市への出張費用は全て受注者の負担で行うものとする。ただし消耗品・消耗部品交換に関する作業はこの限りではない。
- ⑤バッテリー等の消耗部品を内蔵している場合、消耗部品までを保守対象とし、通常使用時における消耗部品の劣化についても、保守（交換）を行うこと。
- ⑥保守作業に伴い保守対象機器上で稼働するシステムの停止が必要となる場合は、本市と協議しその指示を受けること。

(8) 保守対象機器

別紙「保守対応装置明細表」のとおり

(9) 賃貸借料の支払い

代金の支払は月単位とし、当月分の請求書を受理した後30日以内に支払うものとする。

(10) 成果物

- ①導入機器(別紙「装置明細表」のとおり)
- ②完成図書

(11) その他

- ①既存稼働システムから新納入機器へのデータ移行やシステム構築に係る内容は本契約の対象外とする。
- ②機器導入業務において、本市の業務及び稼働中の業務システム等に影響がある場合は、本市と協議のうえ、本市の指示に従い作業を実施すること。
- ③本仕様書に疑義がある場合は、本市と協議しその指示を受けること。
- ④次年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、この契約を解除することができる。

(12) 秘密保持

装置の納入、保守管理の際に得た業務上の秘密を第三者に漏洩しないこと。